

No.29

一目 次

△集点△

1960年  
5月15日発行  
5月 号

一、現行最低賃金法の問題点と

　　党的最低賃金法案

二、農業法人化問題に対する党の態度

.....

三、生活保障法（生活保護法）の改正について

.....

四、宅地総合対策要綱

.....

五、街灯整備促進法案要綱

.....

11 8

△研究△

一、商工会の組織等に関する法律について

.....

二、じん肺法案について

.....

三、農林漁業基本問題調査会合同

.....

四、経済同友会の「日本農業に対する

小委員会案に対する批判

.....

見解」を批判する

.....

五、原子力災害補償に対するわが党的基本方針

.....

六、日銀制度に関する態度

.....

七、国民の祝休日にに関するわが党的態度

.....

八、低開発国、特にアジア諸国への

経済協力に関する方針

.....

24

22

22

21

20

19

16

14

12

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番  
振替 東京 195668 番

## 焦 点

# 一、現行最低賃金法の問題点と党の最低賃金法案

党は今通常国会に別記の最低賃金法案と家内労働法案とを提案することを決定したが、現行法と党案の問題点を指摘してみるとこととした。

## 現行最低賃金法の問題点

衆知のように、現在、業者間協定を内容とする最低賃金法（政府案によるもの）が施行されている。この政府案による最低賃金法案が成立するに当ってはいわゆる八者会談による修正案をもって党が対決したことはまだ記憶に新らしいところであるが、結局自民党の多数採決によって党案が否決され、政府案による現行最低賃金法の施行となつた。

ところでその後、この最低賃金法の施行状況を検討してみると数々の問題点のあることが発見された。まず現行法施行後の状況を、昭和三十五年三月三十日現在での調査によつて見ると、業者間協定を締結した件数は二二七件で、関係使用者数二〇、〇一人、適用労働者数三〇〇、二〇六人であるが、そのうち最低賃金法第九条に従つて法の決定をうけた件数はそのうち僅か八三件、使用者数七、三七三人、適用労働者数は一四二、六六八人となつてゐる。

この調査から明らかに言えることは、法施行後相当の時日を経過しているにも拘らず、現行

法の適用人員が極めて少いことであるが、その根本的理由は、まず現行法が強行法規でないというところにあるようである。

従つて、すでに業者間協定を実際には結んでいる使用者ですら法による決定はやめておこうとする傾向が見られるのは、現行法の欠陥を明らかに示しているものである。つまり現行法の重要な問題点はまず強行法規でないから凡ての企業種や企業を対象としえないという点にあるといつてよい。だから最低賃金協定を結んで法の適用をうける企業もあれば法の適用をさける企業も存在することになつてくるが、それではなぜ実際には業者間協定による最低賃金を定めな

がら現行法による決定を避けるのか、という疑問が出てくる。そこで今までの業者間協定の締結の動機を調べて見ると、求人難と過当競争を避けようとする純経営的なところにあることが明らかにされている。最近は割合に好況であるが、そういう状況の中で中小企業は求人難に陥つたが、人を求めるには最低賃金を協定した方が求職者をひきつけ易いとの経営的判断によつて業者間協定を締結したというのが実情である。このことは過当競争を避けようとする場合、価格協定よりも賃金協定の方が都合がよいという事情についても同様である。従つて指主としては、もし将来求人難と過当競争が解消されるならば、強いて業者間協定を結ぶ要はない、と考えるに至る理由も存するわけである。ここに、実際には業者間協定による最低賃金の定めをしながら、法による決定は一応手控えておこうという傾向が生じるわけである。前記の調査はこの事実を示すものであるが、ここで指摘せねばならないことは、この場合労働者側の意見が全く反映されていない、という事実である。業者協定であるから使用主だけの意見で協定が成立することは当然であるが、具体的に見ても労働者の意見は殆どきかれていない。業者間協定を締結した企業でも労働者は殆ど意見を述べていないし、またなまじつか意見を述べるゝ誠意も数多い。要するに業者間協定は純粹に経営的な見地から定められているのが事実であり、労働者のためのものではない、と言うことができる。このようなことになる危険性については、本法が国会で審議された際、社会党委員が重点的に批判したことであるが、この指摘が事実となつてきたところに根本的欠陥があると言えるのである。要するに現行法は使用者の慾意を抑制しえず、さらに労働者の発言権を封じ、単に一般的な経済状況と経営者の意思のみに依存した法律だと言うことができる。

こういう状況であるから、現行法が全労働者を適用対象として法的に把握するには長年月を要するか、あるいはいつまで経っても極少の労働者だけしか把握しえない、ということになつてゐる危険性が強い。このような現行法が最低賃金制本来の性格も精神ももちえないことはもちろん論である。ILO第二十六号条約、第三〇号条約は決してこのようない最低賃金法を勧告しているのではない。ここにわれわれがなお依然と

して本来の意味の最低賃金制の成立を主張する理由があり、あえて全国一律、満十八才一律八千円の法案を提案する根拠がある。

従つて党は、ILO第二十六号条約、第三〇号条約の批准要求とともに、従来から主張してきた党案をあらためて提案することにしたのである。党案の内容は別紙の通りである。

なお、最低賃金法案とともに家内労働法案をも提案する予定である。

## 日本社会党の最低賃金法案

### (この法律の目的)

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十八条第二項の規定に基き、労働者の最低賃金額その他の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。

### (最低賃金額の決定の基準)

第二条 最低賃金額は、最低生計費、一般的賃金水準その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

### (最低賃金額)

第三条 最低賃金額は、基本たる賃金（職務、能力、経験等を基準として定める賃金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ）が月、週、日又は時間によつて定められている労働者について、日又は時間によつて定められている労働者について、満十八才以上の労働者があつては、当該基本たる賃金の基礎となつた期間の区別に応じ次の表のとおりとし、満十五才以上満十八才未満の者にあつては、政令の定めるところによる。

一ヶ月につき	八、〇〇〇円
一週にきつ	一、九二〇円
一日にきつ	三二〇円
一時間につき	四〇円

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定のなされた同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、前項に規定する金額を下らない金額で、労働省令で別段の定をることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、労働基準法第

七十七条第一項の規定による認可に基いて雇い入れられた労働者の最低賃金額については、当該特定の技能者の養成に必要な限度で、労働省令で別段の定をすることができる。

### (基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一ヶ月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日または時間によつて定められている労働者については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除し得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用についてはそれぞれ月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

### (除外される賃金等)

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

### 一、労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二、所定労働日以外の日の労働又は所定労働

日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する賃金及び労働基準法第二十七条规定する深夜の労働に対する割増

## 賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金（前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という）の支払を受ける場合において、その他の賃金のうち基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用についてその者の賃金額を算定するには、労働省令の定めるところにより、当該その他他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

（最低賃金額に関する報告及び勧告）

第七条 中央賃金審議会は、毎年、少なくとも一回、最低賃金額が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告しなければならない。

## 一一、農業法人化問題に対する党の態度

最近、農業法人化問題ならびに農業共同化の動きが各地に起り、全国的に農民の関心を集めているが、これは農民自身が、自からの創意によつて零細経営の枠をやぶり、日本農業の近代化を進め、農業生産力の発展と農民所得の向上をはかるうとする意欲の現われに外ならない。

わが党は、このような農民の要求を正しく発展させ、日本農業を零細経営による行きづまりから打開するため、さきに「農業基本法要綱草案」を発表し、国の責任において長期農業計画を樹立し、大規模な国土の開発利用、農業経営の共同化、近代化の促進、これに必要な財政、金融資金の確保、農産物の価格安定等の基本原則を定め、もつて、日本農業の構造変化を通じて、農業の生産力を飛躍的に発展させ、農民の所得を向上せしめるべきことを主張してきた。

しかるに政府は、農民、農業団体からの農業基本法を制定せよとの要求を無視し、農林漁業基本問題調査会を設けることによって、基本法の制定を引き伸ばしている。しかも、さきに発表された基本問題調査会の中間報告によれば、農業経営の適正規模を一町歩乃至二町歩とし、これに満たない零細農民は他産業に派出し、適

最低賃金額を決定する基準たる最低生計費、一般的の賃金水準、その他諸事情の変化により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、中央賃金審議会はその報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。

2 労働大臣は前項の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。  
(命令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
- 2 以下略

正規農家の所得は、都市の労働者所得と均衡させるのではなく、町村の低所得労働者層と均衡せしめるなど、従来の保守党農政がとつてきた小農維持、零細農切捨て、農民の低所得の是認という方向から一步も前進していない。

このような農業構造の改善に対する政府の消極的態度は、農業法人化問題に対する政府の消極的態度にそのまま貫かれており、農民、農業団体の要望によつて、政府もようやく今国会において、農業法人関係法案を上提したが、その内容は次の諸点において極めて不十分である。  
イ 農業法人法（農業生産組合法）を単独立法とせず、農地法の一部改正と農協法の一部改正により、農業法人を例外的に認めるという消極的態度は、法人化、共同化によつて農業の近代化を進めようとしている農村の実情を把握せず、いたずらに小農経営による現状の停滞を維持しようとするものである。

ロ 農協法人と会社法人とを認めようとしているが、会社法人の形を認めることは、農民の一部を、土地、資本を所有する資本主義的企業者へ、他の多数の農民を土地、資本から分離された農業労働者に分解させることとな

る。現在の会社法人を法人として認めることはよいが、将来の発展の方向としては、漸次組合法人の形へ切りかえていくよう指導すべきである。

八 農協法人及び会社組織の農業法人を、綜合農協の準組合員とすることとしているが、今後の農業経営の共同化、近代化の前進を展望するならば、これらを正組合員となりうるようにし、綜合農協は共同化法人を組合員として、事業規模を拡大していくことが眞の農業近代化への道である。

二 農業の近代化を進めるためには、農業法人を法的に認めるだけでなく、これを共同化法人として発展させるため、生産基盤の拡充機械化、有畜化の促進、技術、經營面の指導、資金の確保等について、積極的な国助成が必要であるが、政府案はこれらの措置が並行して行われていない。

わが党は、以上の如き政府の消極的態度を強く批判するとともに、わが党の「農業基本法要綱草案」の重要な柱となっている當農の共同化、近代化を推進するため、「農業生産組合法案」ならびに「農業經營近代化促進法案」を今国会に上提し、これが成立を期することによつて、農業法人化、共同化に対する農民の要求を正しく発展せしめ、もつて、農業生産力の飛躍的發展と、農民の所得ならびに生活の向上をはかるうとするものである。

### 農業生産組合法案要綱

#### 一、基本的な考え方

(一) 昨年一月に発表した社会党の農業基本法要綱草案（農政転換の基本目標）の重要な柱となつてゐる。農業の共同化、近代化を推進するため、農協のもとに小地域単位の「農業生産組合」をつくり、生産面の協同化の道をひらき、零細家族經營のまま衰退する日本農業の近代化、機械化、共同化をはかるうとするものである。

(二) 当面の農業法人化の動きについては

(1) 既に会社法人として登録ずみのものについては法人の取扱いを認めるが、将来は

「農業生産組合」の共同營農方式へ發展せしめるものとする。

(四) 単に租税軽減を目的とする一家一法人については、所得税法を改正して家族専従者控除を認め、税負担を軽減させるよう対処するとともに、これを「農業生産組合」による本来の營農近代化の方向へ指導発展せしめるものとする。（所得税法改正案は既に第三十一国会に提出した）

#### 三、自作農主義との関係

現在の自作農主義を漸進的に生産組合方式に転移させるよう、生産指導、融資その他の助成、機械の貸与、租税の特別措置、農業サービス・センターの設置等、国及び地方公共団体の責任であらゆる方法を講ずる。このため、現行農地法に規定する諸権利については、生産組合は自作農と同様に農地の権限を取得できるものとする。ただし、新規の開拓、入植等に際しては、原則として当初から農業生産組合を単位とするよう指導するものとする。

#### 四、農協との関係

農業生産組合は、他の農民と同様に農協の組織単位として取扱い、農協は現状の金融、流通等の事業をより有効に行なうことができるよう規模を適正化するものとする。将来、社会主義的な政策の發展にともない、農協が農業生産組合のみを組織単位とする農協に發展するよう指導し、両者の一本化をはかるものとする。

#### 五、農業生産組合の促進のための立法措置組織法としての「農業生産組合法」を制定する

とともに、土地改良法、農業改良助長法、農業機械化促進法などの現行の関係法令を改廃して、「農業近代化促進法」（仮称）を制定し、農地及び生活の集團化、土地等生産条件の改善、農業サービス・センターの設置等生産指導体制の強化、生産組合への機械貸与、事業施設に対する助成、融資、生産組合の設置基準及びその運営方法の基準の指導、農村住宅等生活環境の改善等を推進し、もつて當農の近代化、共同化を促進するものとする。

#### 二、事業

(一) 組合は、農業を行なうものとする。

三、組合員

組合員の資格は、当該組合の住所のある市

町村に居住する農民であること。

三条第二項第五号)

- (一) 組合員は、当該組合の営む事業に常時従事しなければならない。
- (二) 組合の営む事業に常時従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならぬ。

- (三) 二以上は、組合員でなければならぬ。
- (四) 出資

- (一) 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- (二) 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

- (三) 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

- (四) 持分の譲渡

- (一) 組合員は、組合の承認を受けて、他の組合員又は当該組合の組合員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる。

- (二) 組合員は、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

- (三) 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合の承認を受けなければならない。

- (四) 脱退

- (一) 組合員は、定款で定める期間前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

- (二) 組合員たる資格の喪失

- (一) 1 死亡  
2 除名  
3 3 死亡

- (二) 組合員は、脱退したときは、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

- (三) 組合を設立するには、七人以上の農民が発起人となる。

- (四) 組合の設立に当つては、知事の認可を必要とする。
- (五) 十一、管 理
- (六) 定 款
- (七) 役 員
- (八) 十二、その他の事項

- (一) この組合は、農地法の制限に拘らず、農地の権限を取得しうることとする。(農地法第

- (二) 創設自作地についても組合員が組合に対し、貸付けうることとする。
- (三) 国有農地、開拓財産の取得を可能とする。
- (四) この組合は、その地区の農業協同組合、農業共済組合の正組合員となり得ることとする。

- (五) 組合の所得のうち組合の事業に従事した割合に応じて組合(当該組合の組合員に対し、俸給、給料、賃金、賞与その他これららの性質を有する給与を支給するものを除く)が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には、租税を課さない。

- (六) 十三、農業法人の指導、助成

- (一) 知事は、組合の農業經營の近代化と共同化を促進するため、必要な指導を行うものとする。

- (二) 都道府県は、農業經營の近代化と共同化を促進するため、組合に対し必要な農機具の貸与、その他の助成をし、又は必要な資金の融通についてあっせんするものとする。

- (三) 政府は都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の事業に要する経費の一部を補助するものとする。

## 農業經營近代化促進法案要綱

### 一、目的

- (一) 日本農業の生産力を高め、農民の所得を向上するため、農業に関する試験研究機関及び改良普及事業を拡大するとともに、農業經營の共同化と機械化を指導助成して、農業の近代化を強力に促進する。

### 二、試験研究機関の充実

- (一) 国は現在の試験研究機関を拡充し、畜産園芸、農産加工部門の試験研究を充実し、經營の機械化と共同化の研究を強化しなければならない。
- (二) 都道府県はその地域の実情に適応し農業試験場を設置するものとする。
- (三) 地方公共団体の農業試験研究機関又は一定の教育を受け、資格を有する専門研究員を配置しなければならない。
- (四) 農林大臣は国及び地方公共団体の試験研究機関の業務活動の連絡調整を図り、その能率的運営により、試験研究の成果を高めるため

必要な助言と指示をすることができる。

地方公共団体の農業試験研究機関は国の農業試験研究機関に対し必要な協力を求めることができる。

5 国は地方公共団体の農業試験研究機関の施設費の三分の一、運営費の二分の一を補助するものとする。

6 国及び地方公共団体の試験研究機関はその研究の結果を発表し、又は講習会を開催し、農業サービス・センターを通じて普及するなど、常に試験研究の成果を実際に活用せしめるようつとめなければならない。

三、農業サービス・センター（農業改良普及所）

1 都道府県はその地域を数かの地区に分ち、その中心に農業サービス・センターを設置するものとする。（旧郡市程度を単位とする）

2 農業サービス・センターは農業の生産技術及び経営指導機関として左の業務を行うものとする。

イ、農業及び農民生活向上のための技術知識の普及交換

ロ、農業経営の改善指導

ハ、農業生産組合の育成と経営共同化の推進

ニ、農業機械の貸付、農作業の機械化の促進

ホ、病虫害の共同防除

ヘ、有畜農業の育成、家畜の飼育、健康管理の指導及び家畜の斡旋

ト、農産加工の指導

チ、農村生活型態の改善と農民生活文化の向上

リ、前各号の事業を行うための巡回指導、出版物の配布、講習講座の開催、農場展示などの指導普及

3 農業サービス・センターには一定の教育を受け、資格を有する専門技術員、及び改良普及員をおく。

4 農業サービス・センターには、主として農業生産組合又は農家群の共同利用のため、貸与する大型農機具、一トラクター、動力噴霧器、撒布器、動力カッター及び運搬具などを装備する。

5 農業サービス・センターは、農業試験研究機関の成果を活用し、その普及に努めるとと

もに、関係市町村及び農業団体と連絡を密にして、その意見をきき、市町村の農業振興計画との調整をはるかなど、その地域の実情に即した運営を行なわなければならない。

6 国は、農業サービス・センターの施設費の三分の一、運営費の二分の一を負担する。

四、農業機械管理所（農業機械ステーション）

国は都道府県に農業機械管理所を設け、大型農機具及び農業建設土木機械を装備し、都道府県等の必要に応じ貸付けるとともに、補給、修理、技術指導の事業を行うものとする。

五、農業生産組合の育成及び経営共同化の促進

1 農業サービス・センターは共同経営を適当と認める数農家を一単位とする生産共同化の當農設計を指導するなど積極的に共同化を促進する。

2 直ちに農業生産組合とすることは困難であるが、農作物や施設など一部の共同化を進めることができてある農家群に対しては、共同施設、共同作業を指導する。

3 前二項の場合、経営共同化のための當農資金の貸付、大型農機具の貸付など助成措置をとる（別に農業改良資金助成法などを改正する）

## 六、各種農業振興計画の調整と統一

1 農業サービス・センターの設置地区の関係市町村長、市町村農業委員会の代表者、農業団体及び農民団体の代表者を以って地区農業振興協議会を設ける。

2 地区農業振興協議会は地区内の新農村建設計画、新市町村建設計画、市町村農業委員会の農業振興計画その他特殊立法による各種農業振興計画（積寒法、急傾地帯振興臨時措置法、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法、湿田单作地農業改良促進法、海岸砂地地帶農業振興臨時措置法を調整すると共に、その地区農業改良につき都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

## 七、経過及び附帯措置

本法成立とともに、農業改良助長法を廃止し、改良普及事務所を農業サービス・センターに移行し、農業改良研究員、専門技術員、改良普及員は農業サービス・センターに勤務するよう経過措置を規定する。

### 三、生活保障法(生活保護法)の改正について

#### 改正の趣旨

#### 改正要綱

一、現行生活保護法はその第一条において、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法第二十五条の理念にもとづくことを明記し、国民の最低限度の生活保障と自立助長を目的とする、と述べているにもかかわらず、

現実に生活保護費をもらっている人の状態は、このような目的とははるかに隔たつたところに放置されている。保護基準は、一般労働者家庭の生計費のわずか三分の一程度であり、被保護者は自立するどころか逆に健康を破壊されている有様である。

二、国家的扶助としての生活保護制度の基準がこのような低水準におさえられていることは、例えば日雇労働者の賃金や厚生年金保険の諸給付等、他の国家的諸制度の基準の同じような低さと相まって、一般的な生存費の最低水準を切り下げ、低賃金、低収入を培養するテコとなっている。

三、こうした状態を改善するための当面の措置として、党は国会を通じて、一律八千円の最低賃金法案、家内労働法案、その他社会保障の諸給付を大巾に引き上げる諸法案を成立せしめるための努力を続けているが、生活保護法の抜本的改正はこれら一連の政策の主要な一環である。

四、もとより長期的な政策の実現過程のなかで、生活保護の受給者層は必然的になくなつてゆくべきものである。完全雇用が達成され、最低賃金制度が確立し、医療保障、所得保障の制度が充実すれば、生活保護法そのものの意味もうすくなるであろう。

しかし今日の段階では、国の制度を通じて国民に最低限度の生活を保障することこそ先決である。とくに生活保護法は、現実に国民生活の最低基準を示すものであって、この制度をあらため、保護基準を憲法第二十五条の「健康で文化的な生活」の水準におき代えることは、国民生活向上の大きなメドとなるであろう。

(名 称) 内は現行制度  
現行生活保護法の名称を改め生活保障法とする。

#### 〔保護の要件〕

一、本法にもとづく保護は生活に困窮するものが、左の項目以外の利用しうる資産、能力を生活維持のために活用することを要件として行われる。

- (1) 健康で文化的な最低生活に必要なもの
- (2) 国民の慣習として認められるもの
- (3) 将来の自立に必要と認められる最低限度のもの

(利用しうる資産、能力、その他あらゆるもの)を活用する。例えば関西の農家の田畠なら三反程度以上等)

二、扶養の義務は生活保持義務者(夫婦および十六才未満の子)の範囲に限る。

(民法の扶養義務者が保護に優先する)  
三、義務教育以上の教育をうけていても、それを条件に扶助が行われないことのないよう措置する。

#### 〔生活保障基準審議会〕

保障基準は、民主的に構成された機関(生活保障基準審議会—仮称)の答申に基いて国会が決定する。(なし)

#### 〔保障基準〕

現行の保護基準額を引き上げる。

- (1) 基準額については、被保護者の健康を維持し、かつ一定の社会的文化的必要経費を加味する。  
(生活扶助は五人世帯で一級地九、六二一円以下九%ずつ減つて四級地では七、〇二五円)
- (2) 被保護者の別途収入については全額差し引きしないようなクッショングを設ける等一般の生活者として更生しうる途を講ずる。
- (3) 地域差は各地域の生活の実態に即してすみやかにその差を縮める。

(実態として地域差は一割程度)

(7)

(4) 寒冷地加算を新設する。

〔医療扶養〕

医療扶助を次のように改善する。  
入退所基準を緩和する。

(入退所基準とは、例えば結核の安静座五度  
以上の入院患者は居宅療養させる等である)

(2) 扶助加算額を増進する。  
入院患者、在宅患者の加算として夫々月一、  
五〇〇円支給する。

(入院患者加算 七〇五円)  
(在宅患者加算 八五〇円)

〔住宅扶助〕  
基準額を引きあげ必要な加算をおこなう。  
最高基準を引きあげる。

(2) 第二種公営住宅の家賃およびこれに準ずる  
ものについては全額扶助をおこなう。

(最高一、一〇〇円。第二種公営住宅、引揚  
者寮、母子寮等の低家賃住宅に入居している  
ものについては特別基準を設定。)

〔教育扶助〕  
教育扶助を次のように改善する。

(1) 教育扶助は実質支給を原則とする。  
教科書、副読本、辞書等の学用品、通学用

品、学校給食費、PTA会費、教育に必要な  
交通費及び課外教育費、旅行費用については  
実費とする。

(2) 現行基準額を引き上げる。  
(教科書代、学用品、交通費等の一部を扶  
助、給食費のみ実費。高等学校以上の教育は

認めていない。)

〔出産扶助〕

出産扶助は助産券をだすようにして、その他  
必要経費については実費を支給する。  
(最高 三、〇〇〇円)

〔生業扶助〕

生業扶助の金額を引き上げる。

(1) 仕事につこうとする場合は一件につき二万  
円

(2) 技術をならう場合は一ヶ月二万円  
(3) 右のための交通費は実費とする。

(4) 就労のために必要なものについては実費と  
する。

(技能修得および就労助成として一件一二、  
〇〇〇円以内)

〔かん婚葬祭扶助〕

(1) 実費にほぼ見合う額を支給する。  
(葬祭扶助は大人 四、〇〇〇円 小人

三、二〇〇円)

〔苦情処理機関〕

保護に関する不服申し立てを裁定する機関を  
設ける。

(1) 中央、地方に設け、地方は福祉事務所の所  
管区単位とする。

(2) 被保護代表、公益代表をふくめて民主的に  
構成する。  
(第一審、都道府県知事、第二審、厚生大臣  
に不服申し立てをするなどを認めている。)

## 四、宅地綜合対策要綱

——地価の抑制に関する基本対策——

### 一、目的

主要都市及びその近郊における宅地の異常な  
高騰は、部分的には投機的な取引に基因する面  
を有することも思料されるが、基本的には、宅  
地の需給の不均等が最大の要因であるので、特  
に宅地供給力の増強に重点をおいた強力かつ総  
合的な施策を早急に樹立、需給の調整及び価格  
の適正化をはかり、もって国民大衆の住宅の安  
定を図ることを目的とする。

### 二、基本方針

1 最近の宅地需要のうち六割以上は実需要であ  
ると推定せられるが、これに対しては、その  
需要を賄なうに足る供給量を確保する必要が  
ある。そのためには、宅地の計画的造成、都  
市及びその周辺地の高度利用、所要資金の確  
保及び関係法令の統合整備等の施策が必要で  
ある。

2 他面において、右のような実需要の対策を

大都市からその周辺へ分散させることにより、都市における、需要量の増大を相対的に抑制することができる。そのためには、人口の都市集中の防止、産業の地方分散及び都市近郊の交通網の整備等の施策が必要である。

しかし他方において、投機的傾向を有する土地の買い占め、不要不急的用途への土地の需要及びそれらをめぐる土地ブローカーの暗躍等の傾向も、決して無視しえない状況である。これに対しては、価格の合理化、取引秩序の正常化及び税制対策による仮需要の抑制等の措置により、土地の不当な値上がりと投機的取引を防止することが必要である。

### 三、措置

#### 1 宅地供給計画の推進対策

##### (1) 基本法制の整備

現在、宅地対策について総合的に規定する基本法制は存在せず、各種の法令中に關係規定が散在し、かつその所管官庁も多元的であるので、これらの諸規定、諸機關間を総合調整し、総合的な宅地需給計画を策定するため、宅地基本法（仮称）を制定すること。

その要点としては、

イ、国土総合開発法、各地域別総合開発法、首都圈整備法、都市計画法、土地区画整理法、公有水面埋立法及び農地法等に散在する諸規定の総合調整を図ること。

ロ、各省及び地方公共団体間の所管事項の相互調整を図るため、総理府に、宅地審議会委員〇〇名を設け、委員は、各行政庁及び地方公共団体の代表、国会議員及び学識経験者で構成すること。

ハ、宅地審議会は、長期的な視野に立ち、総合的な宅地の需給計画を策定し、それに基く「開発区域」（③参照）の設定を検討すること。

##### (2) 宅地の現況に関する基本調査の実施

現在、宅地対策を策定するに当たり、その現況を把握するに十分な資料は全くない。

従つて、政府は他の諸施策に先立ち、現在の既成市街地及びその近郊における宅地及び住宅適地の利用状況及び開発可能状況そ

の他について、基本調査を早急に実施し、更に今後、定期的に（五年毎に）この調査を行なうものとすること。

##### (3) 「開発区域」の設定

最近における宅地の年間需要は、建築の立体化（④参照）を考慮に入れても、なお千五百万坪程度が必要であるので、この際宅地造成事業の合理化、効率化を図るために、現行の首都圈整備法、都市計画法等を改正して、政府が宅地審議会の議を経て「開発区域」を設定することができるものとすること。この区域内においては、

イ、宅地開発公社（仮称）を設け、総合的な都市計画の樹立及び宅地の積極的造成に当らること。

ロ、計画的に農地から宅地への転用を認めると共に開発公社に先買権を与えること。

ハ、空閑地、不要不急用地が、宅地造成のため必要な際は、土地収用法を適用しうる措置を講ずること。

ニ、開発公社が取得した土地は、宅地として造成の上、住宅建築希望者に安価に貸し付けるか、又は、国・地方公共団体及び住宅公団等の建築する住宅敷地として利用すること。

ホ、開発公社の資金は、国又は地方公共団体からの出資金のほか、取得不動産を担保として、民間資金を大幅に導入すること。この際、政府は、補助金、利子補給等の措置により助成を行なうと共に、公社の能率的運営と資金運用の適正化について厳重な監督、指導を行なうこと。

市街地及びその周辺の宅地利用の高度化既存市街地及びその周辺における土地の効率的、立体的利用をはかるため、住宅の高層化、不良住宅地区の改良、過小宅地の共同利用を促進すること、このためには、

イ、都市計画法及び建築基準法を改正し、建設大臣が「高層建築地区」（仮称）を指定することができるものとすること。

ロ、住宅金融公庫法を改正し、右の地区内で、住宅の高層化、過小宅地の共同利用を行おうとする者に対して貸付限度、利

率、償還期間について優遇措置を考慮すること。

## (2) 都市近郊交通網の整備

ハ、国及び地方公共団体は不良住宅地区改良法を積極的に適用すると共に、過小住宅の所有者に対する共同利用の斡旋、指導、替地の提供等に努めること。

ニ、今後、同地区内で、家屋を新築する者

に対しては、建設大臣は、高層化を助成する措置をとりうるものとすること。も

し宅地の所有者がその負担にたえないときは、国又は地方団体がこれを買取ること。

ホ、国、地方公共団体等の公共用施設の移転整理を行ない、これを開放して、土地利用上の隘路の打開に努めること。

### (5) 投入資金の確保

以上のような宅地の計画的造成をはかるためには相当多額の資金を確保することが必要であるので、強力な財政措置を必要とする。このため、現在の政府関係機関日本住宅公団、住宅金融公庫等の用地買収費とは別途に、短年月の間の用地買収のために特別の予算の枠を臨時に設定する必要があること。なお、右の開発公社の事業資金にあてるため「宅地債券」の発行を認めるとともに、現在の政府関係機関の債券発行を大幅に枠の増大をはかること。

## 2 宅地需要の緩和対策

### (1) 人口の都市集中の防止、産業の地方分散

現在の都市における宅地需要の異常な増大の一端は、大都市への産業、教育機関等の集中に伴う人口の大都市集中に基因するものであるから、これらを地方へ分散させよう考慮すること。このためには、

イ、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律を他の主要都市にも及ぼし、工場、大学等の制限区域内における新設を厳重に規制すること。

ロ、政府は、工場等の地方分散に対しては、現在の国土総合開発法と地方別開発法との関係を再検討すると同時に現在の「工場立地の調査等に関する法律」をさらに工業立地の基本法として整備をはかること。

## (2) 都市近郊における高速道路の敷設、鉄道網の整備等により、従来、通勤不可能であった地域からの通勤が可能となり、宅地需要を都心から分散させることが可能となるので、このための諸施策を強力に推進すること。

### 3 取引秩序の正常化

#### (1) 價格の公示

建設大臣は、各都道府県ごとに〇カ所の宅地を選定し、毎年一回一定期日に、当該市町村長及び地方税法に基づく固定資産評価員の協力を得て、当該宅地の標準価格を公示すること。右の評価に当っては、市町村長及び固定資産評価員は、できるだけ適正な価格を算定するよう努めなければならないものとすること。（なお総理府に宅地価格評価審議会を設け、評価基準の設定、評価の適正化に関する調査方法について検討することも考えられる）

#### (2) 税制面からの対策

##### イ、土地譲渡所得税の税率加重

宅地の投機的売買を抑制するため所得税法を改正し、宅地取得後売却までの期間が一定期間以下の者の譲渡所得に対する税率を加重すること。

##### ロ、不動産取得税の税率加重

##### 自己の住宅の用に供する程度以上の土地の取引が投機的になりやすい点、及び

不當に広い宅地を独占することの弊害にかんがみ、地方税法を改正し、命令で定める地域で百坪以上の宅地を取得した者に対する不動産取得税の税率を累進的に加重すること。

##### ハ、固定資産税の税率加重

空閑地売買が投機に流れやすい傾向及び土地の効率的利用の観点から地方税法を改正し、命令で定める地域内で、未利用の土地に対する不動産取得税の税率を加重すること。

#### (3) 宅地建物取引業者の規制

不動産取引市場から悪質ブローカーを一掃するため宅地建物取引業法を改正し、その資格を更に厳格にし、その人数を地域別

に限定し、できうれば国又は地方団体による公共的な土地売買斡旋機関の設立を考慮すること。

## 五、街灯整備促進法案要綱（社会党案）

### （目的）

第一 この法律は、道路における交通の安全を確保し、及び犯罪の防止に資するため、道路の照明設備の整備を促進し、もって社会公共の福祉を増進することを目的とすること。

### （定義）

第二 この法律において「道路等」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道、一般交通の用に供するその他之道及び公園、広場等公衆の通行し、又は集合する場所をいうものとすること。

2 この法律において「街灯」とは、主として道路等における交通の安全を確保し、又は犯罪の防止に資するため、道路に設置される照明設備をいうものとすること。

### （街灯の整備等）

第三 国（国の機関を含む。以下同じ）又は地方公共団体は、その管理する道路について、街灯の整備に努めなければならないものとすること。

2 前項の場合において、地方公共団体は、当該地方公共団体が管理する道路の幅員、形状、交通量及び沿道地域の状況等を考慮して、当該道路の照明に必要な街灯の光度、間隔等について基準を定めなければならないものとすること。

3 前項の規定により、地方公共団体が道路の

照明の基準を定める場合において、前項の道路に関する主務大臣は、当該地方公共団体に対し、当該道路の照明の基準の作成につき必要な助言をできるものとすること。

4 国又は地方公共団体以外の者が、第一項の道路に街灯を設置しようとする場合においては、当該道路の管理者は、その者に対し、当

該街灯の設置について、必要な助言をすることができるものとすること。

### （費用の負担）

第四 国又は地方公共団体が、前条第一項の道路に街灯を設置しようとする場合において、当該街灯の設置により著しく利益を受ける者（以下本条において「受益者」という）があるときは、当該街灯を設置しようとする道路に関する主務大臣、国の機関としての都道府県知事又は地方公共団体の長は受益者と協議して、当該街灯の設置前並維持に要する費用の全部又は一部を受益者に負担させることができるものとすること。

### 第五 国又は地方公共団体以外の者が、第三条

第一項の道路に街灯を設置する場合においては、当該街灯を設置した道路が国が管理するものであるときは国、地方公共団体が管理するものであるときは当該地方公共団体は、予算の範囲内において、その者に対し、当該街灯の設置及び維持に要する費用の一部を補助することができるものとすること。

### 第六 第三条第一項の道路以外の道路に当該道

路の管理権者又は所有者が街灯を設置する場合においては、当該道路の存する市町村（特別区を含む）は、予算の範囲内において、その者に對し、当該街灯の設置及び維持に要する費用の一部を補助することができるものとすること。

### （国の援助）

第七 国は、前四条の規定により地方公共団体が支出する街灯の設置及び維持に要する経費について、特別の措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

### （街灯料金についての特別措置）

第八 通産大臣は、次の各号に掲げる街灯を使用する電気料金については、当該料金が他の一般の需要に応じ供給される電気の料金より

### （4）土地投機防止の金融規制

土地に対する思惑投機を規制するため金融緊急措置令により、土地投資規制を行う。

軽減されるように特別の措置を講じなければならぬものとすること。

一、国又は地方公共団体が設置する街灯

二、國又は地方公共団体以外の者が國又は地

方公共団体が管理する道路に設置する街灯

で当該道路の管理者が指定したもの

三、國又は、地方公共団体が管理する道路以外の者が國又は

地方公共団体が管理する道路以外の道路に

設置する街灯で当該道路の存する市町村の

長が指定したもの

附  
則

## 研究

### 一、商工会の組織等に関する法律について

三月四日、国会に提出された商工会の組織に関する法律案は四月十四日、原案に若干の修正が加えられて、衆院を通過し、参院に送付された。本修正案は三党による共同修正である点から、五月中には参院において成立することが予測されるので、その経過と内容についてお知りせざる。

#### 一、経過

政府原案に対し、わが党が「自民党的選挙組織対策、官僚統制の危険」を指摘して、反対したことは、すでに中小企業資料一号および二号においてのべたとおりである。そこでわが党は商工会を自主的、民主的組織とし、かつ真に小規模事業者自身のためにある規模別、階層別の組織たらしめるとの基本的立場にたち、つぎの内容を骨子とする独自の「商工会法案」を代案として提出し(三月一九日)、政府案と対決した。

「わが党は、つぎの諸点を内容とする代案をもつて闘う」

1 (組織)  
纖

商工会を小規模商工業者に限定した階層別組織とする。小規模商工業者以外の会員は認めない。

2 (役員)

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(附属資料)

	定額電灯料金・街路灯料金比	32年	33年	34年上期
定額街路灯料金(A)	二、二〇	三、五五	一、一三	
定額電灯料金(B)	二、八〇	一〇、六七	四、九〇	
電灯料金計(C)	一〇三、四七	二五、五三	二七、八〇	
A/B (%)	一七・九	三・一	二・一	
A/C (%)	二・〇	一九	二・〇	
(単位百万円)				

商工会の役員には小規模商工業者たる会員以外のものとなることはできない。

#### 3 (地区)

商工会の地区は市(区のある地域は区とする)、町、村の区域とし、商工業の状況により、必要があるときは、隣接する二以上の市、町、村の区域とすることができる。

商工会の設置は一地区、一商工会とする。

市の商工会とする。市の商工会議所との重複はかまわない。

※ 商工会議所の地区は原則として市の区域

とし、市の区域外にある商工业者(小規模以外)は、その希望する近くの市の商工会議所に参加しうるものとする。

#### 4 (事業)

商工会は「小規模商工业者およびその従業員に対する事務代行、福祉厚生事業を行うものとする」と云う項目を加えること。

#### 5 (設立)

商工会は、地区内の有資格者二分の一以上による申請ある場合、その設立を認可しなければならない。

6 (監督)

通産大臣の役職員の任免、立入検査などの権限は之をみとめない。

## 7 (運営協議会)

商工会に役員があるのだから、その外に運営協議会の設置はこれを認めない。

## 8 (総代会)

商工会の会員の総数が、二百人以内の場合は、総代会を設けず、総会によるものとする。

## 9 (助成)

国は商工会の会員費をふくめた事務費の全額、その他必要経費の半額を補助するものとする。

## 10 商工業者(商工会員でない者もふくめて)

三百人に一人の普及員をおくる様に予算措置をすること。

## 11 都市と町村では格差があるから普及員の配置については本年度は町村商工会を出来るだけ優先的に考慮すること。

## 12 しかしながら、採決の結果わが党提出の「商工会法案」は否決された。

その後、政府案が原案のまま通過するのを阻止するため、商工委員会の小委員会において六回にわたる折衝を行い、左のような修正を取付けることができた。

## 商工会の組織等に関する

## 法律案に対する修正案

商工会の組織等に関する法律案の一部を次のように修正する。

## 第十五条を次のように改める。

五 商工会としての意見を公表し、これを国

会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

六 行政庁等の諮間に応じて、答申すること。

七 前各号に提げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行なうべき事務(その従業員のための事務を含む)を処理し、その商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

## 第二十三条第一項中「役員の氏名その他」を削る。

第三十条第一項中「理事十人以内」を「理事二十人以内」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 役員は会員(法人にあっては、その役職員)でなければならない。ただし、理事は、商工会の運上特に必要がある場合には、その定数改める。

の十分の一以内に限り、会員(法人にあっては、その役職員)であることを要しない。

## 3 設立当時の役員は、会員になろうとする商工業者(法人にあっては、その役職員)でなければならぬ。ただし、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、会員になろうとする商工業者(法人にあっては、その役職員)であることを要しない。

第四十八条第一項中「百人」を「一百人」に改める。

附則第二条第一項中「一年」を「三年」に改める。

なおまた、法律の施行にあたり、行政措置の適正を期すため、つぎの附帯決議をわが党が提案して、決定をみた。

## 商工会の組織等に関する

## 法律案に対する附帯決議

一、政府は、商工会議所については、次の如き指導を充分行なうこと。

(イ) 商工会議所は、本法制定の趣旨にかんがみ、小規模事業者に対する事業の有効適切

なる実施については、必要な規程を整備する等万全の措置を講ずること。

(ロ) 大都市の商工会議所は、支部又は支所の設置等小規模事業者のための事業を実施するに際しては、地区内の既存の商工业者の地域団体等と相互に密接に連携して中小企業者の要望、意見等を充分に反映させるよう努力すること。これがため実情に即して、経営改善普及員を両者協議の上既存団体に配置する等の措置を講ずることにより、既存団体の組織、施設を活用して実効のあがるよう配慮する。

二、政府は、小規模事業者のために商工会又は商工会議所が行なう事業については、小規模事業者の実態にかんがみ、技術及び経営の方

法に關する相談指導は勿論、金融のあつせん、社会保険及び納税の事務代行等の小規模事業者及びその従業員の向上に資する事業は広くかつ積極的にこれを行なわしめるよう充分の指導を行なうこと。

三、政府は、小規模事業の円滑なる実施を図る

ため、補助金の交付等にあたっては、経営改善普及員の身分保障について充分考慮し、普及員が安んじてその業務に専念しうるよう充分な配慮を払うこと。

四、政府は、商工会に対する固定資産税については必要に応じ、地方公共団体と密接な連絡の上、地方税法第六条の免税規定の適用が行なわれるよう充分配慮すること。

五、政府は、商工会の連合会組織の法制化を速やかに実現するよう努力すること。

## 二、内 容

その主なる内容については、すでに中小企業資料一号および二号にのべているから同資料を参照されたい。商工会は商工会議所のあるところには設けることができない。そこで、通産省は大都市の商工会議所に対する指導方針をつぎのように決めている。(四月四日、衆院商工委員会の小委員に資料として提出した)

### 〔大都市の商工会議所に対する

#### 指導方針について〕

昭三五、四、四 通商産業省

商工会の組織等に関する法律案制定の趣旨にかんがみ、多数の小規模業者の存在する大都市の商工会議所の今後の運営については、次の方針により行政指導を行なう考え方である。

#### 〔一〕商工会議所支部の設置について

(1) 地区内の商工業者特に中小企業者を商工会議所に積極的に組織化し、小規模事業者対策事業の浸透を図るために原則として特別区単位に支部を設けることとする。支部の設置に当つては、あらかじめ区域内の関係商工団

体、行政当局等と緊密に連絡して地元商工業者の総意に従つた自主的な商工业者の組織を設けるという趣旨にふさわしい形で支部が成立するようとする。

(2) 支部の運営については、(1)会員の議決権は一会员一個とする。(2)支部の役員は、支部の

会員の中から民主的に選任する方法をとる。  
(1)支部に会員の互選によつて選任された評議員をもつて構成された評議員会をおき、支部の運営に関する重要な事項は、その議決を得て行なうこととする。(2)地区内における事業の実施については、他地区に関連する事項等を除いては、原則として支部に委任することとする等、極力支部の自主性を尊重することとなり、本部の支部に対する関与は、商工会議所全体の組織の統一を保つため必要最少限度に止めるようとする。

(3) 支部を設け組織化をすすめるに当つては中小企業関係の団体、例えば協同組合、商店会等の組織との調整を考慮して、これら中小企業関係の団体が団体として加入することを勧奨するとともに中小企業者に親近感を持つよう配慮する。

### 〔二〕地区内の商工団体との調整について

区内に商店会連合会、工場協会等の商工业者の団体で経営改善普及事業の実施に熱意と能力を有するものがある場合には、商工会議所が当該地域の小規模事業者に対し経営改善普及事業を実施するに際し、その団体に商工会議所中小企业相談所支所を設置し、普及員を配置する等の方法によりその団体の組織を活用して事業を行なうように努める。

### 三、こんごの斗いのすすめ方

商工会法の実施にあたり、くりかえし指適するごとく自民党的選挙組織化、官僚統制、ボス支配に陥らぬよう、嚴重に監視する必要がある。

さらにもとづいて適切な行政指導がとられるよう、事前に中小企業諸団体に徹底せしめ、かつ行政庁が実施する際に強く要求する態勢をととのえておかなければならぬ。

## 二、じん肺法案について

政府は第三回国会に「じん肺法案」および「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案」

を提案した。この二法案はいわゆる「けい肺病」患者の保護措置を決めたものであるが、その内

容は現行よりも一段と悪くなっているために極めて問題があり、関係労働組合および患者は非常に反対したのが実情である。このような見地に立つて党は相当長期にわたって修正案を検討し、政府案と対決した。当修正案は関係組合とも慎重に協議して成案するに至ったもので、関係組合も、政府案反対、党修正案支持の運動を展開したが、若干の修正を見ただけで政府案が成立するに至った。まず、問題点を検討して見るところ次のとおりである。

政府案の問題点は次のような諸事項である。

一、政府案は昭和三十三年五月に成立した「けい肺等療養に関する臨時措置法」に基き提案されたものであるが、この臨時措置法はその中で、昭和三十四年十二月三十日まで、現行けい肺特別保護法の不備な点を検討し、根本的改正案を国会に提案することを政府に義務づけていた。この義務づけに従つて提案されたものがこの二法案である。

二、従つてこの改正案は当然根本的な職業病対策を骨核とする法案の筈であったが、検討の結果は極めて不十分な内容しか有せず、臨時措置法で義務づけられた根本的改正案としての内容をもつていかない。ここに関係組合が不満をもつ理由があり、党が修正を検討せざるを得なかつた理由がある。

それではどの点が不備であつたか。それを要約すると次のとおりである。

- (1) じん肺は不治の職業病であるにも拘らず、政府は根本的職業病対策について考えていない。ILO条約はすでに三十年も前にけい肺等を職業病に指定し、その根本的対策の必要なことを力説しているが、政府はこの点の考慮もしていない。政府法案のじん肺法案等が関係者から最も批判される点はこの基本的態度にある。
- (2) 具体的な内容としてとくに党が問題とした点は、

(1) 政府案は解雇制限について何ら触れていない。打切補償を政府案は廃止している

が、それにも拘らず解雇制限をしていないのは患者に酷である。党はこの点を重視、打切補償を廃した以上解雇制限すべきとの観点に立っている。

(回) 政府案は傷病給付額を一種と二種とに分け、しかもその額が平均賃金の六〇%以下であるから実質的に低いものとなつてゐる。打切補償費を廃止したにも拘らず、なおこのように低い給付額は不当である。

しかも問題は、患者が療養に入る前の状態というものは能率も低下して普通時よりも収入が停滞しているのが事実であつて、この普通以下の状態での六〇%というのは基準として非常に悪い。さらに、わが国の低賃金構造ということも考慮されしかるべきだと思うのであって、この点党は、少くとも平均賃金の八〇%は支給すべきだと態度を堅持し、一種二種の区別をなくしてその一本化を政府に要求した。

(イ) 次に、政府案は長期給付金のうちから厚生年金法による障害年金を減額する方式をとっているが、これも問題である。厚生年金は労働者の権利であるから併給すべし、というのが党案の趣旨である。(ニ) 遺族給付についても、政府案は六年目までに通減する方式をとっているが、遺族にとっては生活を建て直すという重要な課題があるのであるから、遺族給付は、患者がいつ死亡しても一、〇〇〇円分を支給することにした。

重な点は以上の通りで、党は、職業病の完全対策、それを骨格とした法案の提出を政府に促してきたのであつたが、この基本的態度について政府、自民党はついにゆずることがなかつた。これに対して党は臨時措置法の一年延長案を法案として提出したが、これも否決され、結局枝葉的な面で修正に応じたというのがこの間の事情である。

修正および附帯決議の内容は次のとおりであるが、党は今後とも完全な職業病対策樹立のための闘争を行う。

#### 労働者災害補償保険法の

##### 一部を改正する法案修正案要綱

一、第二種傷病給付（療養又は療養の費用に関する部分を除く）一年につき平均賃金の一八八日分を一年につき平均二〇〇日に改めるこ

二、1 遺族給付及び葬祭給付の給付事由につき、労働者が当該負傷又は疾病により長期傷病者補償の開始後六年以内に死亡した場合に行うこととなつてゐるのを、長期傷病者補償の開始後労働者が当該負傷又は疾病により死亡した場合に行うこと改めること。

## 2 遺族給付の内容を次のように改めること。

長期傷病補償の開始後一年以内に死亡した場合

平均賃金の一、〇〇〇日分

一年をこえ二年以内に死亡した場合

八五〇日分

二年をこえ三年以内に死亡した場合

六九〇日分

三年をこえ四年以内に死亡した場合

五三〇日分

四年をこえ五年以内に死亡した場合

三六〇日分

五年をこえ六年以内に死亡した場合

一八〇日分

六年を経過した以後に死亡した場合

一四〇日分

三、旧特別保護法又は旧臨時措置法の適用を受ける者に給付すべき長期傷病者補償の傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く）又は第一種障害給付の年額から差し引くべき額につき、平均賃金の七十九日分を平均賃金の四十日分に改めること。

## 三、農林漁業基本問題調査会

### 合同小委員会案に対する批判

さる四月十一日、農林漁業基本問題調査会の合同小委員会は「農業の基本問題と基本対策」案を発表した。これは、近く行われる予定の基本問題調査会の答申の基礎になるものと伝えられる。よって、これに対するわが党の見解を左の通り明らかにするものである。

一、まず第一節で、「基本対策の方向」として、(イ)農業者の生活水準の向上をもたらし、(ロ)消費者に対し経済的に農産物を供給し、(ハ)人的、

四、賃金上昇に基く第一種障害補償費又は傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く）若しくは第一種障害給付の額の改訂につき、改訂後の改訂を行なうように改めること。

### 労働者災害補償保険法の一部を改正

する法律案内閣提出に対する附帯決議

一、長期傷病者補償を受ける者については、にわかに住居に困難を生ずることのないよう住宅等の福利施設の確保等につき関係機関において配慮せられたいこと。

二、遺族補償及び遺族給付は一時金となつてゐるが遺族の生活の安定をはかるため、政府はすみやかに遺族年金制を採用するよう検討せられたいこと。

三、けい肺患者、外傷性せき臓障害患者のうち、過去に打切補償のみによって災害補償を打切られる等（労災保険法の適用を受けないものを含む）今回の長期傷病者補償を受けることができないものについては、療養生活を継続しうるよう政府関係機関において適切な措置を講ずるよう配慮せられたいこと。

四、長期傷病者補償を受ける者のうち、生活困難なものについては、生活資金の融資につき有効適切な方策を考究すること。

五、今後職業病についての総合的立法について検討すること。

自然的資源の有効な利用を促進し、(ニ)国内市場を農業の面から拡大し、(ホ)国民経済の安定と成長、さらに社会生活の安定的発展に寄与することをうたっている。

この方向は、作文としては誠に望ましい方向である。ところが、第二節の所得政策、第三節の生産政策、第四節の構造政策でうち出されている見解は、いずれも基本対策の方向を実現する方法としては多くの欠陥と矛盾に

満ちており、また現実の自民党の政策に対してもまつたく目をふさいでいる。

二、第二節の所得政策の部分では、まず第一に非農業部門のいかなる層の所得を均衡させるかという、所得目標を設定しようとしている。これは、従来とかく一般的に「農業と他産業との所得均衡」という抽象的うたい文句がくり返されてきたことからみれば一步の前進である。

しかし具体的には、農業部門の二人ないし三人の労働単位を完全に就業せしめるる規模（すなわち、大体一町以上五反未満層、ないし一町五反以上二町未満層よりも大なる規模の経営）の層と、都市的要素を除いた町村地域の労働者家計は、農業の低所得水準の影響をもつとも強くうけており、農業とともに、日本經濟のいわゆる二重構造の底辺をなしている部分である。この部分を基準として農業所得を均衡させることを意味する。これは、次のような矛盾をふくんでいる。

町村地域の労働者家計は、農業の低所得水準の影響をもつとも強くうけており、農業とともに、日本經濟のいわゆる二重構造の底辺をなしている部分である。この部分を基準として農業所得を均衡させることを意味する。これは、次のような矛盾をふくんでいる。

農業と他産業との所得水準を均衡させる場合、真の基準となるべきものは、農産物価において実現される農家自家労賃と都市労働者の労賃とを均衡させることである。この原則は、米だけでなく、すべての農産物を通じて確立されるべきものである。この原則と、他方ににおける最低賃金制に支えられた労働者の賃金政策の確立ということを車の両輪としてはじめて農民および都市労働者の下層を通じての低所得水準をひき上げ、経済二重構造の解消に接近することができる。この根本的な観点が欠除している。

第二に、農業内部における、階層別の所得不均衡にどう対処するかという問題意識が欠除しており、これを一般的な「農業と他産業との所得不均衡」という煙幕によつておおいにかくしている。

農業の発展のたぢおくれは、単に農業と他産業との成長率の量的相違によつてもたらされたものではなく、むしろ今日の独占資本主

義の社会経済的矛盾が農業へシワ寄せされていることにもとづいている。  
そして、それが同時に農業内部の階層的不均衡をもたらしている原因でもある。こうした根本的な矛盾の検討がまつたく無視されている。

三、第三節の生産政策では、第一に、生産政策の方向として、成長財たるもの（畜産物、果実、てんさい等）に生産の重点をおき、その他のものについてはコストの低下あるいは生産の転換をはかるという選択的拡大の政策を示唆している。これは次のような矛盾をふくんでいる。

自民党政府が、貿易自由化を推進していくという基本方針を採用している条件のもとで、一体、日本の農産物のどういうものが成長財となり得るであろうか。たとえば畜産物、てんさい等にしても、外国の畜産物や砂糖の輸入が自由化されるならば、たちまちその競争におし流されることは明らかである。この点貿易自由化が、ほとんどすべての農産物をふくめて、日本農業の存立の基盤を根こそぎにするという危険性が無視されている。

また、生産政策の重点を、一部の成長財だけに限定するということは、実質上の農業における操業短縮にひとしい。これは、労働者の生活水準のひき上げによって農産物需要を飛躍的に拡大するという、根本的観点を見失つてゐる議論である。この消費拡大なくして日本農業の停滞を打開できないことは、農民が日目に痛感している切実な体験であり、またこれなくしては、「対策の方向」でうたっている「国内市場を農業の面から拡大」することは不可能である。

第二に、生産政策の根本をなす土地利用政策では、未利用農地の開発という基本政策が放棄されている。わずかに、農地潰廃を考慮した造成をうたつてゐるにすぎない。これは、基本対策の方向でうたつてゐる「人的、自然的資源の有効な利用を促進」することとも矛盾している。

すでにわが党をはじめ各界において指摘されているように、現在林野として放置されている数百万町の土地を、農牧林混合利用に開

発することこそ、日本農業發展の有力なフロンティアである。国営機械開墾方式を基礎としてこの分野を大胆に開発することによってこそ、日本農業の近代化、および農業發展を起点とする国内市場拡大が可能となるのである。このことを無視して、狭い視点のワクのなかで農業近代化を求めるには根本的に無理がある。

四、第四節の構造政策では、面積一町<sup>1</sup>・五町以上の經營階層を基礎にして「自立經營の育成」を進めるることを示唆している。これは兼業農や零細農を農業外へ排除して、その農地を、農業にのこる「自立經營農家」へ兼併させることを意図しているものであり、このために農地移動制限、農地保有限度等を緩和する農地制度の改正をも示唆している。また老令經營者を農業からリタイヤさせることを考慮すべしとのべていてる。

これは、実質上、農民首切り政策である。現に、十年後の農業就業人口を一、一五〇万、二十年後の農業就業人口を八五〇万程度と「想定」していることはこれを物語っている。また、生産政策の所で、今後十年の農業生産の成長率三%としながら、構造政策の所では、農業就業者一人当たり生産性の成長率を年率五%としていることも、農業就業者を年々農業外へ排除してゆくことを前提としているからにはかならない。

五、以上を集約して、合同委員会は、次のような点において、農業および国民経済の發展に逆行する性格のものである。

- 1 日本農業の存立の基盤をゆるがす貿易自由化に反対することなく、この受入れを前提としている。貿易自由化は、ほとんどの農産物について日本の農民の經營の維持を不可能にし、日本農業の総ワクを縮少再生産に追いこむであろう。こうした狭いワクのなかで農業の生産性向上を求めるならば、それは必然的に、下層農の切りすてとならざるをえない。

もしも真に農業發展の基本政策を樹立し

ようとするならば、まず貿易自由化に対し、数百町の未利用地をふくむ新らしい農業のフロンティアを大胆に開発し、かつ勤

労者の生活水準向上によって農産物需要を飛躍的に拡大すること、これ以外にはありえない。

それには、わが党の主張する方向で「農業基本法」を基礎とすることを示唆しているが、貿易の自由化あるいは都市大資本（東急など）が農産物加工等を通して次第に農業へ進出しようとしている時、果してどれだけの農家が自立的經營として生き残ることができるであろうか。ことに、一町五反前後の經營を標準規模としていることは、畜産導入という一枚看板とも矛盾するものであり、依然として零細過小農のワク内に農民をとじこめるものである。

農業基本法の先例として喧伝される農業法を制定した西ドイツにおいても、二十一ヶタール以下の小經營農家が農業外へ整理されているという現実を見忘れてはならないであろう。

このような階層分化の法則に便乗した「弱肉強食」の原理によつて、劣者を淘汰して、生きのこつたものだけを「自立經營農家」として農政の対象にしようということは、これはみずから農政失格を宣言するにひとしい無責任な態度である。

もしも、真に農業經營の近代化と農民生活安定とを両立させようとするならば、わが党の主張する「農業生産組合法」「農業經營近代化促進法」等の制定により、經營の共同化原理を大はばに導入することが必要である。またすでに、農民はその体験を通して共同化原理を經營にとり入れようとしている。しかるに基本問題調査会はこの共同化原理を農政の基礎にすえることを回避しようとしている。

3 農業の發展をはかるためには、農業外の諸政策が重要なことはいうまでもない。現在、農業就業人口が過剰就業と低所得の状

態にありながら、なおかつ農業外へ流出しない根本的な理由は、第二次、第三次産業においても同様な過剰就業と低所得が広範に支配しているからにほかならない。

また、老令經營のリタイアの促進にしても、年金制度を中心とする社会保障制度の不備な現状においては、まったく非現実的な印象しか与えない。兼業農家や零細農家を農業外へ排出してゆくという構想にしても、あるいは大企業における技術革新の結果雇用が縮少し、あるいはあの深刻な社会問題となっている炭鉱離職者すら新しい職が保障されていないという無責任な自民党政策のもとにおいて、一体どれだけの説得性をもちうるであろうか。

もし真に、農業と他産業とのあいだの労働力の合理的な「流動性」を増大させよう

と思うならば、根本的には独占大資本の社会化を基礎とする社会主義的政策と、低所得階層の底上げをめざす社会保障政策の推進によって、経済二重構造を根本的に解消することが必要である。だがこれは、安保改定と貿易自由化によって、アメリカへの従属を一そく強化し、独占資本本位の再軍備政策を推進しようとしている。自民党政府のよくなしうる所ではない。基本問題調査会は、このもつとも基本的な自民党政策の矛盾を追及することを回避しようとしている。

六、わが党は、わが党の平和と独立と社会主义をめざす長期経済計画と農業基本法要綱をもって、この基本問題調査会の農業破かいの構想に対して、断乎として対決せんとするものである。

## 四、経済同友会の「日本農業に 対する見解」を批判する

経済同友会は、さる四月八日「日本農業に対する見解」を発表し、農業に関連を持つ各種産業の立場から、農業に対して「新らしい視野に立った計画、政策の立案が必要」であるとして、わが国農業の当面する問題の所在とその解決方向について若干の見解を表明した。

しかし、経済同友会が新進財界人の衆知を集めて作成した「見解」においては、農業問題に対する深い下り下げは余りにも皮相的であり、わが国農業のおかれている困難な諸条件は無視したまま、農業の生産性向上が安易になしらうかの如き幻想を与えることにのみ力点がおかれていた。しかも、このような幻想と引きかえに農産物に対するコスト・ダウンの要請や、工業品輸出のための外米輸入の必要性など、関連産業の側からの主張は一方的に強調され、かつそれが、「新しい農業の誕生、成長を待望する」という美名のもとに行われている点、きわめて危険なものがあるといわざるをえない。

よつてわが党は、経済同友会の「見解」について、とくに次の諸点に対する批判を行い、関連

産業が自己の眼先きの利益を追及する立場からのみ、農業問題を皮相的に取りあげようとする限り、わが国農業の発展と農民所得の上昇はもたらされないことはもとより、ひいては、国民経済全体の発展もあり得ないことを明らかにせんとするものである。

一、農産物価格支持政策に対しても「國民經濟的観点からみて経済の合理性に反しないようにしなければならない」と強調し、農産物のコスト・ダウンの方向や、経済効率の悪いものの品目の転換、さらには農産物の自由化はないという考えに固定してはならないという意見等が強く出されているが、わが国農業の生産性の向上を阻害している根本的諸問題——耕地の零細性、土地改良を必要とする広汎な不良耕地の存在、これらの生産基盤を拡充し大農具、大家蓄を導入するに必要な資金の不足、季節性をもつた農業労働の特殊性等々に対するは、なんらの解決策が示されていない。これらの根本的諸問題を堀り下げずに、現状において農民の最低限の要求である生産

費及び所得補償方式による価格支持を否定することは、一方的に農民に対しても農産物価格の引き下げ、農民所得の低下を強要するものにほかならない。

一、農業の進むべき方向として、米作中心農業から畜産、果実園芸等への転換を示唆しているが、転換に必要な土地条件の整備、技術、労働面での準備、転換資金等についての検討は無視され、ただ食品加工業者の側からの安易な転換要請が行われているにすぎない。

また、経営規模の拡大、畜産の導入に当っては、巨大な私有、国有林野の解放、田畠輪換経営に必要な土地改良、水利権の民主的管理等が当然取りあげられるにかかわらず、これららの問題は全く無視され、いたずらに林業資本の側からの、国有林の民間企業への払下げや、ダム造成による河川の巾の増大肥料資本の側から森林肥培の要望等が散見されるにすぎない。

一、農業の生産様式、体制については、生産資材、農業機械等の関連産業、あるいは、食品加工等の関連産業からのおもてなしとして、法人化、共同化、企業化農業への期待を強調しているが、さきに述べた日本農業の根本的諸問題を無視して、企業的農業の発展が安易に行われるかの如き見解を述べている点に第一の問題があり、また第二の問題はこのようない

安易な前提に立つ企業的農業と、関連産業との関係の密接化を強調することによって関連産業が、現在の乳業資本と酪農民、あるいはビール資本とビール麦耕作農民との間に見られる如き、農民側の現実の不満に対する検討を避けようとしていることである。

一、農業金融についても、政策金融的な長期資金、金融ベースでまかなえる資金等、必要資金の区分を強調するのみで、わが国農業の近代化を行うに当って、前提となるべき生産基盤拡充のための財政投融資の拡大については全く検討されず、生産基盤が確立された上で経営改善資金、運転資金等について論ぜられているのみである。

以上の如く、わが国農業の根本的諸問題に対する検討に欠け、安易に農業の所得増大が可能であるかの如き幻想を与える点において、これは自民党の所得倍増論と共通の性格をもち、しかも、このような幻想を与えて、農産物の価格引下げ、外国農産物の輸入増大等を合理化しようとするところに、その危険性がかくされている。わが党は、わが国農業の発展は、このような甘い空論を述べる以前に、解決されなければならない問題が山積しており、それは、農民の側からの要求をくみとり、それを農政に反映させていくことなしに解決されるものではないことを、とくに強調するものである。

## 五、原子力災害補償に對するわが党の基本方針

わが党は原子力事業については今後における経済的重要性および、その災害の重大性からみて、本来公共的管理のもとに計画的にこれを推進すべきものと考える。

1 原子力施設の予見し得ない灾害、しかも一度、事故がおこれば巨額な損害を生ずる危険性に対し、その災害補償は原則としてつきの施設が講ぜられねばならない。

一 原子力開発の経済的重要性にかんがみ国が補償の最終的責任をとることをあきらかにして、原子力事業に対する国民の信頼を確保する。

二 原子力施設については、今日の開発段階にかんがみ、その安全性の確保に深甚の考慮をはらい、したがって、公正な安全審査機構をすみやかに確立して遺憾なきを期する。

三 将来の開発に際しては、要員の確保が極めて重要である立場から、原子力施設の従業員のために必要な社会保障法を整備するとともに、人口の稠密なるわが国の実情から、地域住民に対する保障について充分意を用い、これに必要な法制的、予算的措置を講ずる。

さらに、原子力災害の補償については、

各国の立法例をも参考とし、つぎの諸点を当面の災害補償立法の骨子にすべきであると考える。

イ 無過失責任の立場をとつて責任の集中

を図る。

ロ 損害賠償のためには原子力事業保険に強制加入するとともに国際的な再保険制度の確立を推進する。

ハ 損害額が保険を上回る分については、

政府が国会に所要の予算を要求し得ることとする。

2 政府案に対する批判、今回提出された政府案は、つぎの諸点について問題がある。

一 いまだ安全審査機構が確立されておらず原子炉の安全についても、その基準があき

らかでない。

二 施設従業員に対する補償が除外されるが放射能障害の後発性、非特異性等を考慮するとき現在の法制は再検討されなければならない。

三 国の補償責任が明確でない。

四 わが国の原子力施設が集中する東海村空域が、米空軍爆撃演習の制限区域であるが如きは、国際的な原子炉設置の安全条件を無視している。

五 原子力私企業の保護や保険会社の引受能力をカバーすることのみが重視され、将来における原子力開発の発展と地域住民の利益が無視されている。

3 私企業の原子力災害についての国家補償は妥当ではない。

## 六、日銀制度に関する態度

### A 金融制度調査会の中央銀行制度特別委員会

では、このたび「日銀制度に関する答申要綱案」を決定し、これをきたる四月二十一日の同調査会で正式決定し、大蔵大臣に答申する予定である。これに対し、わが党は次のような態度をもつて対処し、日銀制度の合理的改正を推進せんとするものである。

一、政府と日銀との関係については、大蔵大臣の指示権を認めず、いわゆる日銀の相対的中立性確保の立場を堅持する。

二、答申案要綱は、最高発行限度さえもみとめない完全な管理通貨制度を採用し、A案では大蔵大臣の指示権をみとめ、B案は指示権をみとめず、議決延期請求権にとどめ、日銀の中立性、自主性をみとめているが、われわれは、A案B案共通の前提である完全な管理通貨制度に反対する。

三、要綱案は、完全な、無拘束な管理通貨制度なるが故に、A案は大蔵大臣に指示権を与える、国会、国民に対する政治的責任を明らかにすべきことを主張し、B案は、完全な無拘束な管理通貨制度は経済運行の実体に即して、適切な通貨政策をとること、とりべきことを前提としているからこそ、

政治の介入は否定しなければならないと主張する。即ち完全な無拘束な管理通貨制度を前提とする限り、A案B案は到底妥協しえないものである。

B われわれは、通貨政策の如何は国民生活を左右する重大なものであるが故に、日銀の中立性はあくまで相対的なものであつて、終局においては政府が国会に対して責任を負うべきであると考える。従つて通貨政策の根幹をなす発券制度に拘束を与え、その限度において政府が責任を負うべきであると主張する。

一、即ち発券制度としては金及び金にかわりうべき外貨を日銀に集中し、日銀は之を基礎として発券し、之に加うるに保証発行をみとめ、保証発行の最高限度、保障物件、並に保証物件毎の保証充當限度は、通貨發行審議会の議決をへて、大蔵大臣が決定すべきである。

二、通貨信用政策としての公定歩合の決定及び変更、公開市場操作、準備予金制度による準備率の変更（法定準備率内における）等は日銀政策委員会の自主的決定にまかすべきであつて、政府の介入はみとめない。

三、日銀政策委員会に労働者、農民、中小企

業者の代表を加え、その運営に勤労者の意見を反映せしむるべきである。

四、現在市中銀行は、日銀からの借入金をもつて長期資金にまわしているが、之は全く邪道である。然しこれは日銀の窓口指導の

みによつて防ぎうべきではない。この際根本的に商業銀行の長期信用を禁止し、長期信用については財政投融資との関連で、一元的な資金規制の体系を整備すべきである。

## 七、国民の祝休日に関するわが党の態度

一、自民党の国民の祝日に關する調査会が、国民の祝日、休日を増加しようという構想をだしている。国民の祝日、休日を増やすことは、それ自体としては歓迎すべきものであり、わが党はこれに賛成する。

二、しかし、紀元節を建国記念日として復活することには反対する。自民党がかねてから制定を固執している建国記念日(二月十一日)は歴史的に根拠がないばかりでなく軍国主義の

復活とも結びつく恐れがあるからである。

三、国民の祝日、休日は、国民生活と結びついたものであり、国民全体がともに祝い休養できるものでなければならない。公休日を完全に休息日とするためには、現在の低賃金、低所得の実状を無視してはならない。そのため祝休日は、労働基準法に基く有給休暇とするなど基本的な対策がたてられねばならない。

## 八、低開発国、特にアジア諸国への経済協力に関する方針

貿易、為替の自由化の傾向とともに、それと矛盾し、その犠牲すらもたらす、低開発国の経済問題が、世界の課題となつた。三月九日からワシントンで開かれた九カ国会議も、低開発地域援助の討議が主要目的で今後が注目されてい

る。岸内閣は、右のような世界情勢に呼応し、一方においては、世銀借款・外債募集・或は外資導入に全力をあげながら、他方では政府、民間資金を通ずる後進国への経済協力の拡大に焦慮している。そのために最近世銀から、その矛盾について指摘をうけている模様である。

これは、いわゆる中進国としての矛盾であるが、本質的には、わが国が、アメリカに従属しつつ、最近とみに激化しつつある米ソの経済援助競争にまきこまれたために、必然的に生じた結果ということができる。

日本にとって、中国をふくむアジア諸国との経済協力は、かつて日本の侵略戦争によってこれら諸国に甚大なる被害を与えたという歴史的

### 記

な経過からみても、極めて重要な問題であり、その出発点における基本方針は、あくまで自主中立と平和共存、平等互恵の立場にたつて定められなければならない。

この際、わが党は、さきに明らかにした自由化に関する政策とともに、低開発国に対する経済援助についての基本的立場と、当面の問題に対する見解を明らかにする。

### A 基本の方針

#### 1 新安保条約第二条によつて日本が後進国

への経済援助についての責任を分担することになつたことは、純粹であるべき経済協力がアメリカのアジア戦略と結びついた対ソ経済競争にまきこまれたものである。故にわが党は、政府がその立場からアジア諸国に対して行なおうとしている諸政策には反対する。

2 われわれは基本的には、中国インドなどを含むアジア諸国経済会議を設立し、之に

## B

よつて、アジア諸国の連帯感に立つ、互恵平等の経済協力を行うべきであると考える。

而して右の会議を中心としてアジア諸国とのそれぞれの長期経済計画を検討し調整するとともに、之を軸とした長期計画的な経済協力政策を日本はたるべきである。

その際、わが党的和業政策（アジア・アフリカ諸国の平和共存、共榮のため、軍備縮少を前提とする経済、技術、文化の交流政策）を全面的にこれにもりこむべきである。

3 国連の経済機構の下に、新たに、アジア銀行（仮称）を設立し、之を通じて、アジア各国へ低利長期の資金を供給するとともに、技術援助の充実を行う。またすでに一九五七年の国連総会で、アジア諸国の提案によりSUNFEDの設立が議論されているが之を実現させる。

当面の方針

1 政府のおこなわんとする当面の国際経済協力政策は、次のような方針にもとづいて行わるべきである。

(1) 中国、ソ連、北鮮との国交回復と併行する、東西貿易の再開と拡大につとめつゝ、アジア諸国との互恵貿易を強化すること。戦前（昭和九・十一年）と比較して、わが国の戦後の地域別輸出数量指數は、アジア極東地域むけが二三%，大洋洲むけが一〇%，東南アジアむけが一二〇%，歐洲むけが一四〇%，北米むけが一九〇%，アフリカむけが一九〇%であり、近い地域ほど輸出数量が低くなっている。この逆転した輸出市場構造を是正することが、わが国の当面するもつとも緊急な経済的課題である。

(2) 海外経済協力は、日本の大資本がアメリカ資本の下請としてアジア諸国へ進出するのに奉仕するための資本援助よりも、わが国とアジア諸国の中小企業、農業の発展に奉仕するための技術協力を中心とし、賠償協定できめられた経済協力を忠実に実施すること。

(3) アジアの低開発諸国では、米ソ等より

の借款により、大規模な重化学工業施設の建設にとりめていること及び農業の後進性がその欠陥となつてゐるのにかんがみ、わが国の経済協力はアジア諸国の中企業の創設育成と農業の近代化に主力をそそぐこと。従つて、わが国の中小企業の技術・設備等の近代化、農業技術の近代化、機械化を促進しつゝ、これとアジア諸国との協力交流に主力をそそぐことが必要である。

(2) 経済協力、賠償協定実施等にさいしては、自民党と結びついた一部の特權的業者の汚職に厳重に留意し、公正な手続きを保障するよう万全の措置を講ずること。ことに、インドネシア賠償にからむ岸首相と木下商店との疑惑に包まれた関係のごときは、これを一掃することが必要である。

2 アメリカの圧力のもとに自民党政の行なおうとしている貿易為替の自由化は、わが国の産業ばかりでなく、經濟的にたちおくれて自由化に縁のないアジア諸国との貿易に對して重大な悪影響をおよぼすものであるから、わが党はこれに反対する。

3 現在提案されている国際開発協会（第二世銀）への加盟は、アジア諸国との経済を米ソの対立にまきこむものであるから反対する。また、さる一九五五年にも世界銀行の活動を補充して低開発国むけの投資を行う目的で国際金融公社が設立されたが、この投資が主としてアメリカの影響下にある中南米地域へ集中されてアジア地域へむけられていなことをも厳重に批判することが必要である。

4 海外経済協力基金の新設については次の欠陥を指摘し是正をさせることを附帯条件とする。

(1) アメリカの対アジア経済政策に追随している点を是正し各國の長期計画との調整を行いつつ自主性を確立する。

(2) 相当の低利長期の貸付条件を採用しようとしているが、国内における高金利を放置したままで、その調整がまったく考

慮されていないから之を改善する。

(イ) 実施官庁のなわばり争いをひきおこし、統一した海外経済協力方針が確立されていないから自肅と統一を要求する。

(二) 資金量も、事業目的と比較して中途半端であり、また貸付条件が不明確であるから是正させる。

(ホ) 農林業、漁業、中小企業、技術協力などの部面に用途を限定して経済協力を行う。

5 アジア経済研究所を特殊法人とすることはそれ自身反対すべき理由はない。しかし

6 最近における、低開発国むけの民間資本の直接投融資の増加は、政府のそれと相まって日本経済の過大評価をもたらしている。政府は第一項でのべたような方針にもとづいて互恵共存の海外経済協力を進めるとともに、日本国内の経済構造の後進性の克服のためにも、さらに有効強力な施策を講すべきである。

## 調査

### 一、生活保護実態調査の結果について

— 中間報告 —

日本労働組合総評議会  
日本社会党

推進協議会に参加している各団体（自治労・

社会党は昨年の第一六回大会で「低所得階層対策」を決定したが、政策審議会ではただちに、この政策の主要な柱として、生活保障法の立法（生活保護法の抜本的改正）をおこなう、すみやかに国会に提出する準備に着手した。この際、生活保障法案を国会に提出してたたかう基礎として、生活保護受給者の生活実態を調査することが必要であるとの結論に達し、このための協力を総評に要請した。

一二月に党（成田政審会長、滝井政審社会保障部長ら）と総評（太田議長、岩井事務局長、塩谷社会保障対策部長ら）が話しあった結果、両者でほぼ費用を折半負担して調査を早急におこなうことになった。

調査要領は、本年一・二月を準備期間とし、三月一杯を調査月間として、東京都内二三〇世帯（無作為抽出）を対象に調査をおこなった。

参加団体は、社会党・総評の他に社会保障

### 二、調査期間中に集約された問題点

1 現行の生活保護基準は健康で文化的な水準ではない

生活保護の基準額は平均一人一千円といふことになつてゐるが、労研で実施した最低生存費でさえ昭和二十七年で四千円必要だといわれている。今日にスライドすれば四千七百円ぐらいになる。つまり健康で文化的な生活はおろか、最低生存費の五〇%

その本来の目的から離れて米ソ対立競争の一翼をない、官僚勢力のかくれみのになる危険性について厳重に監視する。

というものが現行の生活保護基準である。調査世帯のすべては死なないためには、この最低生存費にみあう額をどこからか収入として得ているという結果がでた。いわゆるかくし田であり厚生省福祉事務所にかくして得ている収入である。厚生省の実施する調査では保護費の枠内で食べているという結果がでているがそれは差引かれるから、保護費にあわせて家計簿を作るのですよ」（板橋・保護世帯）ということである。このかくし田がある程度正確にわれわれの調査ではでた。中間集計から類推すると一・五倍から二倍の生活費が支出されているが、それでも一般勤労世帯の平均に比較して七〇%程度の生活であると考えられる。これで不足する部分は現物で起きなうといふ形がでている。すなわち、知人からのもの、薪ひろいによる燃料補給、あるいは、家賃、給食費の滞納等が結果としてでている。

## 2 保護費で食うことの意味

二三〇世帯中、一ケースだけ保護費の枠内で食っているという人がいた。このケースは老人一人世帯三河島狭田地区に住む六才の男子だが、妻とは六年前に死別、かつては自動車の運転手をしていたが現在は無職である。保護は生活扶助を昭和二十三年十月から受けているが、昭和三十年から医療扶助を受けるようになり、現在では「呼吸速迫、下肢浮腫」という状態である。その家計調査をみてみると、食事の大半は米に味噌と醤油をかけて食べるが、甘縫ですませており、魚は月に四回まぐろのアラを買つているだけである。一日中何も買わないといふ日が二、三日おきに三日ほど連続である。もちろん、衣服、文化費等の支出は一銭もなく、一ヶ月間風呂にも入っていない。こういう生活でもしないかぎり保護費の枠内での生活はできないことをさまざまと示している。

A 保護家庭の大半が、人間らしい家に住んでいない。家の状態だけではなく、非人間的な収容が強要されている。大田

区におけるある世帯では、四畳半に七人住んでいる。家具はもちろん何もないし家賃は大半が滞納である。したがって立退き問題のケースが非常に多い。

B また、水道、井戸は殆んど共同、二三〇世帯のうち半数が近所からもらい水

であり、極端なところでは共同便所の手洗所から水を汲んで使用しているところがあり、衛生、不衛生さえ問題にならない状態である。

C 電灯は、ほとんど一灯、それも二〇W一球というところが多い。夜は、子供の学習はもとより、文化、教育に類する字を読む習慣は失なわれている。

A 子供たちは、このような家の状況、生活から殆んど学習意欲を失っている。例

外なく「成績はおちています」と云つており、昼間は走り使い、夜は電灯料の節約で勉強の時間はない。「いい子で働きにでたら全部家にいってくれます」という言葉は、すでに保護から抜けだすことをあきらめて、子供に生存を託す暗い夢であるといえる。

B 進学は、ただちに保護のうち切りを意味するので、子供は小学校、あるいは中学校で、親から、あるいは子供みずからあきらめている。

C 特殊なケースとしては、荒川で父親が凶暴性をもつ精神病患者で、子供がショックで入院したという事例がある。親に疾患がなくとも、生活の圧迫は、子供に対する暴行にハケ口をもとめる場合が多く、ある場合は「いじけ」てくるし、ある場合は「ゆがんだ反抗」をつくりだし、少年の不良化を促進することになっている。

D 子供達の就職は、小・零細企業・商店などにしかいけず日本の低賃金層をますます部厚くしていく役割をはたしている。

A 保護家庭の大半が、人間らしい家に住んでいない。家の状態だけではなく、非人間的な収容が強要されている。大田

の世帯分離、形式離婚など非人間的な、不自然な生活が要求されている。保護法がそれを暗黙に認めていることに大きな問題がある。

## 6 まともな交際もできない

a 臨時収入や内職などをかくすために、たえず摘発の不安におびえていなければならぬ。「ちょっとよその手伝いにいつても、留守中にケースワーカーがきて、子供が何か余計なことをしゃべりはしないかと気が気じゃありません」（大田・保護世帯妻）という言葉は、すべての家庭に共通している不安だ。

b 自分のかくし田を守るために、同じ保護世帯に対するシット心から、密告が非常に多いといつてある。したがって近所づきあいは、同じ保護家庭同士がかえつてしまくりいかないという傾向がでている。

c 親せきづきあいは、ほとんどない。

「もうすこしましになつたら」（保護から抜け出せば）といった気持が、つきあいを疎遠にしており、保護でいうような送金、援助が実情にそわないことをはっきり示している。

## 7 健康はそこなわれる一方である

a 健康状態は完全にそこなわれている。

A 診療所では育児の栄養の悪さ、子供の体位が完全におちてていることを医学的に証明している。これは子供だけでなく、家庭環境からいっても病気、伝染病が非常に多い。また荒川地区では貧困家庭特有の病気が発生していることが報告されている。

b つきあいとの関連で、食費をぎりぎりても身のまわりを人並に、と考えている家庭では、必然的に栄養を低下させる結果が生まれている。

8 保護法自身が世帯の自立更生をはばんでいる

もっと大きな問題としては、保護法自身が、世帯の自立更生をはばんでいるということである。自由にあるままわって職を探したりすることもできないし、やっと就職

するとただちに保護がうちきられる。これでは立ち直ろうとしても立ち直れないという家庭が非常に多いのである。

そのほか、いろいろな問題が山積していることを、われわれは調査を通して知ることができた。以上いくつかの問題点から共通していえることは、そのいずれもが、今ただちに手をくださねばならないことであるということだ。

しかも、政府が政策においてその責任をまったく放棄していることも、この調査からあきらかになったといえる。

その全貌をここで述べることはできなが、とりあえずいくつかの問題点を指摘して中間報告としたい。

貧困と失業の谷間、それはもはや、一部被保護世帯だけの問題ではなくなりつづる。

# 地方政治

(地方自治通信改題)

四月号

半年三六〇円

地方議員に要望する

佐野憲二

行政事務の合理化について

地方議会対策部

自治庁「財政通達」の意味するもの

占部秀男

道路交通法について

鈴木寿

河内市政をどうするか

西尾九一

◇地方行政委員会の斗いから  
◇自治研とどうとりくむか

御申込みは

日本社会党本部 地方議会対策部  
政策審議会  
東京都千代田区永田町一ノ四  
振替 東京一九五六六八

政  
審  
資  
料  
昭和三十五年五月十五日発行(毎月十五日発行)

第二九号

定  
価  
一〇〇円